

吸収合併に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社施行規則第 191 条第 7 号に基づく変更後の事項の開示書面)

2022 年 2 月 16 日

株式会社ベネフィット・ワン

2022年2月16日

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

当社は株式会社JTB ベネフィット（以下「JTB ベネフィット」という）との間で2021年12月23日付で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、JTB ベネフィットを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことに関して、会社法第794条第1項及び会社施行規則第191条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」という）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法794条第1項及び会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、下記の通り変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書類の「6. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項」の内容を、別添のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

以上

6. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

(変更前)

① JTB ベネフィット

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

② 当社

2021年5月12日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、JTB ベネフィットの全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、JTB ベネフィットの株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。

(変更後)

① JTB ベネフィット

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

② 当社

2021年5月12日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、JTB ベネフィットの全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、JTB ベネフィットの株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。また、2022年2月16日、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）への追加拠出に伴い第三者割当による自己株式18,000株（処分総額69百万円）の処分をし、同日に当該BBT信託及びJ-ESOP信託による株式取得のため69百万円の追加信託をしております。

以上